平成27年度

栃木県サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修実施要綱

１　目的

　　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

２　実施主体

　　特定非営利活動法人栃木県障害施設・事業協会

３　研修受講対象者

　(1)栃木県内に所在する指定福祉サービス事業者・指定障害者支援施設、指定障害児通所支援事業者等においてサービス管理責任者等として配置している者及び配置しようとする者を対象とし、指定を受けた（又は受ける予定の）障害福祉サービス及び障害児通所支援事業等の種類により、次表に定める分野の研修を受講することとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 分　野 | 障害福祉サービス等 |
| 介護 | 療養介護、生活介護 |
| 地域生活（知的・精神） | 自立訓練（生活訓練）、共同生活援助、共同生活介護 |
| 地域生活（身体） | 自立訓練（機能訓練） |
| 就労 | 就労移行支援、就労継続支援（A型・B型） |
| 児童発達支援 | 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス  保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 |

(2)障害者福祉サービス事業等開始日において、サービス管理責任者等研修の要件となる実務要件（別紙1「サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験要件について」）を満たす者。

　(3)相談支援従事者初任者研修又はサービス管理責任者研修受講資格取得研修を受講した者。

　【共通講義の免除について】

　　既にサービス管理責任者研修を修了し、新たな分野のサービス管理責任者研修を受講しよう

　とする者は共通講義を免除できる。

　但し、**児童発達支援管理者について、以下の①及び②に該当する者は、**平成23年度以前の

サービス管理責任者研修には含まれていなかった改正後の児童福祉法の法律・制度等の知識を

習得することが望ましいことから、**共通講義の中の「総合支援法におけるサービス管理責任者**

**の役割・児童福祉法における児童発達支援管理責任者の役割」（2時間）を受講しなければなら**

**ない。**

　なお、**この場合の受講は共通講義の全てではなく「総合支援法におけるサービス管理責任者**

**の役割・児童福祉法における児童発達支援管理責任者の役割」（2時間）となる。**

　①平成23年度以前にサービス管理責任者の児童発達支援分野以外を修了し修了証書の交付を

　　受け、今回の児童発達支援分野の受講を希望する者

　②平成23年度以前にサービス管理責任者研修の児童発達支援分野を修了し修了証書の交付を

　　受けた者で平成24年度以後の共通講義における「総合支援法におけるサービス管理責任者の

　　役割・児童福祉法における児童発達支援管理責任者の役割」（2時間）」を修了していない者

４　日程及び会場

　(1)共通講義

　　①　日　時　　平成27年7月29日(水)　　9：50～17：30

　　②　会　場　　とちぎ福祉プラザ　多目的ホール

　(2)分野別研修

　　【介護】

①　日　時　　1日目：平成27年8月10日(月)　　9:15～17:00

　　　　　　　　　2日目：平成27年8月11日(火)　　9:30～16:30

　　②　会　場　　とちぎ福祉プラザ　福祉研修室AB

　　【地域生活(知的・精神)】

　　①　日　時　　1日目：平成27年10月29日(木)　　9:15～17:00

　　　　　　　　　2日目：平成27年10月30日(金)　　9:30～16:30

　　②　会　場　　栃木県総合文化センター　第1会議室

　　【就労】

　　①　日　時　　1日目：平成27年11月9日(月)　　9:15～17:00

　　　　　　　　　2日目：平成27年11月10日(火)　　9:30～16:30

　　②　会　場　　コンセーレ　アイリスホール

　　【児童発達支援】

　　①　日　時　　1日目：平成27年10月26日(月)　　9:15～17:00

　　　　　　　　　2日目：平成27年10月27日(火)　　9:30～16:30

　　②　会　場　　栃木県総合文化センター　第1会議室

　　【地域生活(身体)】

　　申込状況により、開催日時、会場を決定する。

５　研修日程

　　別紙2「平成27年度栃木県サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修日程表」のとおり

６　申込方法

　　受講申込については、法人または事業所単位で取りまとめのうえ、様式1「平成27年度栃木県サービス管理責任者等研修受講申込書」及び様式2「実務経験証明書」に必要事項を記入し、平成27年7月10日(金)必着で郵送すること。

【受講要件に係る書類の写しの添付】

　　・受講用件が国家資格等に関わる場合は、資格を証明できる書類の写しを添付すること。

・平成27年度「サービス管理責任者研修受講資格取得研修」を受講した者は修了書の写しを共通講義（7月29日開催）の受講の際に受付で提出すること。

・サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の資格を既に取得している場合（新しい分野の資格を取得しようとする場合）は現在取得している修了書の写しを添付すること。

・平成18年～26年度の「相談支援従事者初任者研修」を受講した者は修了書の写しを添付すること。

　　・資格証と現在の姓が異なる場合は戸籍の原本も併せて提出すること。

**※上記の関係書類一式を申込期限までに提出いただけなかった場合は、受理することができませんので予めご了承ください。**

７　受講者の決定・通知

　　受講者の決定及び通知は、次のとおり各法人の代表者または所属事業者長あて受講(可否)通知書を送付する。

　　(1)共通講義　　平成27年7月23日（木）迄に

　　(2)分野別研修

①介　　護　　平成27年7月27日（月）迄に

　　　②地域生活（知的・精神）　平成27年10月15日（木）迄に

　　　③就　　労　　平成27年10月30日（金）迄に

　　　④児童発達支援　　平成27年10月15日（木）迄に

　　　⑤地域生活（身体）　申込状況により、開催日時、会場を決定後に送付

８　修了証書

　　本研修を修了した者には、特定非営利活動法人栃木県障害施設・事業協会の修了証書を交付する。

９　受講料

　　共通講義　　5,000円

　　（児童発達管理責任者における該当項目2時間の場合　2,000円）

　　分野別研修　　5,000円（1分野につき）

受講決定通知時に請求書を同封いたしますので、法人または事業所単位でお振込ください。なお、振込手数料については、各自でご負担ください。

10　注意事項

(1)**栃木県以外に所在する指定福祉サービス事業者・指定障害者支援施設、指定障害児通所支援事業者等においてサービス管理責任者等として配置している者及び配置しようとする者は本研修を受講できませんので予めご了承ください。**（栃木県以外に居住する者であっても栃木県内に所在する指定福祉サービス事業者・指定障害者支援施設、指定障害児通所支援事業者等においてサービス管理責任者等として配置している者及び配置しようとする者である場合の受講は可能です。）

(2)各会場の収容定員を超えた場合は申し込みの際の優先順位等による選考で受講者の人数を調整する場合がありますので予めご了承ください。

　(3)受講に当たっては、ホームページにおいて当日資料及び事前課題をダウンロードしていただきます。**当日資料を持参いただけない場合及び事前課題を実施してこなかった場合は、当日受講不可となる場合もございますので予めご了承ください。**

　　受講が決定した場合、「**受講決定書」及び「受講に当たっての注意事項」を送付いたしますので、必ずご確認ください。**

11　申込先・問合せ先

　　コミュニティサポートセンターひかり／山口、伊藤

　　〒320-0072　宇都宮市若草4-20-7

TEL028-612-7717　FAX028-612-7718

E-mail：sabikan@wonder.ocn.ne.jp